八		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
イ　（略） ロ　樹木採取権の設定を受けた者から法人の合併その他の一般承継により樹木採取権を取得した者が申請するときは、法人の合併その他の一般承継による承継を証する書面（相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の合併を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） （削る。）	（略）	（略）
九		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
イ　（略） ロ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ハ　（略） ニ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ホ　（略）	（略）	（略）
十四		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
令第四十一条の規定により登録権利者が単独で申請するときは、人の死亡又は法人の解散を証する書面（人の死亡を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面	（略）	（略）

八		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
イ　（略） ロ　樹木採取権の設定を受けた者から法人の合併その他の一般承継により樹木採取権を取得した者が申請するときは、法人の合併その他の一般承継による承継を証する書面（市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）を含むものに限る。） ハ　樹木採取権の設定を受けた者から法人の合併その他の一般承継により樹木採取権を取得した者が申請するときは、法人の合併その他の一般承継による承継を証する書面（市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）を含むものに限る。） ニ　（略）	（略）	（略）
九		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
イ　（略） ロ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面） ハ　（略） ニ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面） ホ　（略） ヘ　（略）	（略）	（略）
十四		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
令第四十一条の規定により登録権利者が単独で申請するときは、人の死亡又は法人の解散を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面	（略）	（略）